

令和6年能登半島地震に伴う税務署の業務について  
(令和6年1月4日8時30分現在)

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様方に心からお見舞い申し上げます。

令和6年能登半島地震の影響のため、次の税務署は、閉庁していますのでお知らせします(令和6年1月4日(木)8時30分現在)。

納税者の皆様方には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、災害により被害を受けられた場合には、申告・納付等の期限延長の手続など、各種税制上の措置がありますので、状況が落ち着きましたら税務署へご相談ください。

(注) 通常の業務を行っている税務署においても、今後の状況により、十分な対応ができない場合があることをご容赦願います。

国税局(所)	都道府県	閉庁中の税務署
金沢国税局	石川県	輪島税務署

※ 輪島税務署代表電話宛にお電話をいただいた場合、金沢国税局電話相談センターに転送する設定としています。

※ 輪島税務署に納付相談をされる方は、次の窓口に連絡いただくようお願いいたします。

【連絡先】

金沢税務署 徴収第三部門 (電話: 076-261-9994 (ダイヤルイン))